

貸借対照表				(会社名)	
平成 年 月 日現在					
資 産 の 部					
I	流動資産				
	現金預金				千円
	受取手形				
	完成業務未収入金				
	有価証券				
	親会社株式				
	未成業務支出金				
	貯蔵品				
	短期貸付金				
	前払費用				
	未収収益				
	その他流動資産				
	貸倒引当金			△.....	
	流動資産合計				
II	固定資産				
(1)	有形固定資産				
	建物・構築物				
	減価償却累計額			△.....	
	機械・運搬具				
	減価償却累計額			△.....	
	工具器具・備品				
	減価償却累計額			△.....	
	土 地				
	建設仮勘定				
	その他有形固定資産				
	減価償却累計額			△.....	
	有形固定資産計				
(2)	無形固定資産				
	特許権				
	実用新案権				

	著作権	
	借地権	
	その他無形固定資産	
	無形固定資産計	
(3)	投資等	
	投資有価証券	
	子会社株式・子会社出資金	
	長期貸付金	
	長期前払費用	
	その他投資等	
	貸倒引当金	△.....
	投資等計	
	固定資産合計	
III	繰延資産	
	創立費	
	開業費	
	新株発行費	
	社債発行費	
	社債発行差金	
	開発費	
	試験研究費	
	建設利息	
	繰延資産合計	
	資産合計	=====
負債の部		
I	流動負債	
	支払手形	
	業務未払金	
	短期借入金	
	未払金	
	未払費用	
	未成業務受入金	
	預り金	
	前受収益	
	賞与引当金	
	法人税等充当金	

	完成業務補償引当金	
	その他流動負債	_____
	流動負債合計	
II	固定負債	
	社 債	
	新株予約権付社債	
	長期借入金	
	退職給与引当金	
	その他固定負債	_____
	固定負債合計	_____
	負債合計	=====
資 本 の 部		
I	資本金	
II	新株式払込金(新株式申込証拠金)	
III	資本剰余金	
	資本準備金	
	その他資本剰余金	
	減資差益	
	自己株式処分差益	
		_____
	その他資本剰余金合計	_____
	資本剰余金合計	
IV	利益剰余金	
	利益準備金	_____
	任意積立金	
	準備金	
	積立金	
	別途積立金	_____
	任意積立金計	
	当期末処分利益(当期末処理損失)	_____
	〔当期利益(当期損失)〕	{ }
	利益剰余金合計	_____
V	自己株式	△.....
	資本合計	=====
	負債資本合計	=====

注

- 1 資産の評価の方法、固定資産の減価償却の方法、重要な引当金の計上の方法、消費税に相当する額の会計処理の方法その他の重要な会計方針
- 2 記載方法の変更の内容及びその変更による増減額
- 3 子会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- 4 支配株主に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- 5 取締役又は監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務
- 6 時価が取得価額又は製作価額より著しく低い重要な流動資産で取得価額又は製作価額を付したもの
- 7 時価が取得価額より著しく低い重要な株式(取引所の相場のあるものに限る。)で取得価額を付したもの
- 8 時価が取得価額より著しく低い重要な社債(取引所の相場のあるものに限る。)で取得価額を付したもの
- 9 固定資産の償却年数及び残存価額の変更
- 10 商法第290条第1項第4号に規定する超過額
- 11 担保に供している資産
- 12 保証債務額、受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高
- 13 商法第287条ノ2に規定する引当金で流動負債の部及び固定負債の部に記載したもの
- 14 重要な外貨建資産・負債
- 15 商法施行規則第72条に規定する差額
- 16 「新株予約権付社債」による新株予約権の残高及び行使価額
- 17 商法第280条ノ19の規定による新株予約権の残高及び行使価額
- 18 一株当たりの「当期利益(当期損失)」
- 19 その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

記載要領

- 1 貸借対照表は、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明りように記載すること。
- 2 記載すべき金額は、注16及び注17の行使価額並びに注18を除き千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- 3 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、科目又は部の名称の記載を要しない。
- 4 一つの部に属する科目の掲記が「その他・・・」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

5 補償業務以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもつて記載すること。

ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の1以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。

6 「その他流動資産」、「その他有形固定資産」、「その他無形固定資産」又は「その他投資等」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもつて記載すること。

7 記載要領5及び6は、負債の部の記載に準用する。

8 「貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「実用新案権」及び「借地権」は、その金額が資産の金額の100分の1以下であるときは、それぞれ「その他流動資産」、「その他無形固定資産」に含めて記載することができる。

9 記載要領8は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」及び「前受収益」の表示に準用する。

10 「子会社株式・子会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「子会社株式」又は「子会社出資金」として記載すること。

11 「その他資本剰余金」については、減資差益、自己株式処分差益その他の内容を示す適当な科目に細分して記載すること。

12 土地の再評価に関する法律第7条第2項に規定する再評価差額金は、資本の部に別に土地再評価差額金の科目を設けて記載すること。

13 資産につき時価を付すものとした場合(商法第285条ノ2第1項ただし書及び第2項(これらの規定を同法第285条ノ5第2項及び第285条ノ6第2項において準用する場合を含む。))の場合を除く。))には、その資産の評価差額金(当期利益又は当期損失として計上したものを除く。))は、資本の部に別に株式等評価差額金の科目を設けて記載すること。

14 注は、他の適当な箇所に記載することができる。

15 特定の科目に関連する注については、その関連が明らかになるよう記載しなければならない。

16 商法第285条ノ2第1項に規定する評価の方法その他その採用が原則とされている会計方針については、注1の記載を要しない。

17 会計方針を変更した場合においては、その旨及びその変更による増減額を注1に併せて記載すること。

ただし、その変更又は変更による影響が軽微である場合においては、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。

18 注1において「消費税に相当する額の会計処理の方法」とは、税抜方式(消費税法第30条第1項に規定する課税標準額に対する消費税額及び同法第32条第1項第1号に規定する仕入れに係る消費税額(以下「課税標準額に対する消費税額等」という。))

をこれらに係る取引の対価と区分する方式をいう。)及び税込方式(課税標準額に対する消費税額等をこれらに係る取引の対価と区分しない方式をいう。)のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。

19 軽微な変更については、注2及び9の記載を要しない。

20 注3から5までにおいては総額を記載するものとし、子会社別、支配株主別又は取締役若しくは監査役別の金額は記載することを要しない。

21 注3において「子会社」とは、商法第211条ノ2第1項及び第3項の子会社をいう。

22 注4において「支配株主」とは、会社の総株主の議決権の過半数を有する者及び商法第211条ノ2第3項の規定により親会社となる会社をいう。

23 重要な係争事件に係る損害賠償義務等で負債の部に計上しないものは、注12に併せて記載すること。

24 注14は、外貨建ての資産又は負債について取得日又は発生日における為替相場による円換算した金額が計上されており、かつ、為替相場の変動により多額の損失が発生するおそれのある場合にのみ記載すること。

ただし、為替予約等により当該損失発生危険を担保する手段を講じている場合においては、この限りでない。

25 注16及び注17は、新株予約権付社債による新株予約権及び商法第280条ノ19の規定による新株予約権について、貸借対照表日における新株予約権の残高及び行使価額を記載すること。なお、普通株式以外の株式を発行すべき場合にはその旨記載すること。

26 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、繰り上げて一連番号を付することができる。

27 株式会社の監査等に関する法律の特例に関する法律第22条第1項に規定する株式会社については、注10及び注15を除き注の記載を要しない。